

桜島・錦江湾ジオパーク認定10周年記念イベント「灰フェス！」  
企画運営等業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1 委託業務名

桜島・錦江湾ジオパーク認定10周年記念イベント「灰フェス！」企画運営等業務

2 委託業務の目的

桜島・錦江湾ジオパークは、平成25年度に日本ジオパークの認定を受け、令和2年度には鹿児島市全域と姶良市、垂水市にエリア拡大し、令和5年度に認定から10周年を迎える。

「灰フェス！」は、「火山灰を逆転の発想で楽しむ」をコンセプトに、令和元年度まで6回開催しており、体験や食等を通じて、桜島・錦江湾ジオパークの魅力を市民や観光客など多くの方々に発信し、当ジオパークの認知度の向上や地域の活性化を図ることを目的としている。

3 業務内容

別紙「桜島・錦江湾ジオパーク認定10周年記念イベント「灰フェス！」企画運営等業務委託仕様書（案）」のとおり

4 業務期間

契約締結日から令和6年1月31日（水）まで

5 予算額 6,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、予算額を超えてはならない。

6 日程

以下の日程で行うこととする。なお、日程については予定であり変更する可能性がある。

内 容	日 程
① 告示	令和5年6月20日（火）
② 質問受付期限	令和5年6月29日（木）
③ 参加申込書提出期限	
④ 質問に対する回答	令和5年7月 3日（月）

⑤ 企画提案競技参加決定通知（予定）	令和5年7月 3日（月）
⑥ 企画提案書提出期限	令和5年7月21日（金）
⑦ 選定結果通知（予定）	令和5年7月27日（木）
⑧ 委託契約（予定）	令和5年7月末

## 7 質疑応答

本業務に関して質問がある場合には、質問票様式に質問事項を記載し、電子メールを送付して行わなければならない。

### (1) 受付期間

告示日から令和5年6月29日（木）午後5時15分まで

### (2) 受付電子メールアドレス

sakurajima-kinkowan-geopark@city.kagoshima.lg.jp

### (3) 質問票様式交付場所

桜島・錦江湾ジオパークホームページにおいて入手することができる。

### (4) 回答方法

回答は、令和5年7月3日（月）までに桜島・錦江湾ジオパークホームページ上に掲載する。

## 8 参加申込手続き

### (1) 受付期間

令和5年6月20日（火）から同月29日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

### (3) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。ただし、告示日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者である者は、オからキまでに掲げる書類の提出を省略することができる。

ア 桜島・錦江湾ジオパーク認定10周年記念イベント「灰フェス！」企画運営等業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書（様式1-1又は様式1-2）

イ 会社概要（様式2）

ウ 業務実績（様式3）

エ 使用印鑑届（様式4。印鑑証明書と同じ印鑑を使用する場合は不要）

オ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式5）

カ 商業登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。写し可）

キ 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの。原本）

ク 鹿児島市の市税について未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。新型コロナウイルス感染症の影響による猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類）。鹿児島市で証明書が発行されない場合は、本社所在地の市区町村役場（特別区にあつては都税事務所）発行の納税証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。新型コロナウイルス感染症の影響による猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

郵送（必着）又は直接持参（電子メール及びファックスによる申込みは、受け付けないものとする。）

(6) 企画提案競技参加申込書交付場所、提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会事務局（鹿児島市観光交流局観光交流部世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課内）

電話 099-216-1313

## 9 企画提案書及び見積書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

ア 表紙、本編で構成すること。

イ 原則として、A4版縦、横書き、両面印刷（カラー）、左綴り、本編10ページ以内とすること。

ウ 本編は、本要領「10 受託候補者の選定方法」中（2）審査項目①～④」の項目ごとに提案を行うこと。

エ 表紙には、正本1部にのみ事業者名を記載すること。

オ 副本7部には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

② 見積書

ア 企画提案書の内容に基づき、本業務委託に係る経費（会場使用料を除く。）を積算し、内訳を明示すること。

イ 正本1部にのみ事業者名を記載すること。

ウ 副本7部には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

(2) 提出部数

9 (1) ①及び②について8部（正本1部、副本7部）

(3) 提出期限

提出期限及び受付時間は次のとおりとし、企画提案書は、9 (4)に掲げる提出先へ直接持参又は郵送すること（電子メール及びファックス不可）。

① 提出期限

令和5年7月20日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

② 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(4) 提出先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会事務局（鹿児島市観光交流局観光交流部世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課内）

担当：紫垣、池畑

電話：099-216-1313

## 10 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

企画提案書の提出後、審査項目に基づき書類審査を実施し、受託候補者を選定する。

なお、書類審査にあたり、書類上不明な点について、事務局より提案者へ確認することがある。

(2) 審査項目

① 実績業務

② 企画内容（開催概要（ステージにおけるイベント内容やブースの内容含む）、セールスポイント、会場レイアウト、集客見込、広報等）

③ 開催スケジュール（事前及び当日スケジュール）

- ④ 運営体制（組織図、発注者と受注者の役割分担）
- ⑤ 経費妥当性
- ⑥ 総合評価

(3) 選定結果の通知

選定結果は、提案者に書面で通知する。なお、選定結果に対する異議は一切認めない。

## 1 1 業務の委託

- (1) 本協議会は企画が採用となった事業者随意契約により本業務を委託する。
- (2) 企画提案書を提出した事業者は、責任をもって受託することとし、業務の遂行にあたっては、本協議会と十分協議して進めるものとする。  
また、採用となった事業者は、企画案に関する必要な一部の変更については、応じるものとする。

## 1 2 その他

- (1) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等をいう。
- (2) 企画作成等にかかる経費については、提出業者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 画像等の著作権や肖像権に関することは、提出業者において処理すること。
- (5) 契約履行過程で生じた制作物の著作権は本協議会に帰属する。